

平成28年8月24日 第6回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成28年8月24日（水）午後2時

1 招集の場所 遠野市まちおこしセンター3階多目的ホール

1 協議事項

(1) 議場におけるタブレット端末の導入に係る課題、議会としての方向付けの整理

(2) 修正案の上程と審議の進め方

(3) 議員提案による条例案の検討

その他

1 開会日時 平成28年8月24日（水）午後2時

1 出席委員

委員長 荒川 栄悦 君 副委員長 浅沼 幸雄 君

委員 小林 立栄 君 委員 菊池 美也 君

委員 菊池 由紀夫 君 委員 佐々木 大三郎 君

委員 細川 幸男 君

1 欠席委員

委員 萩野 幸弘 君

1 事務局職員出席者

事務局長 村上 猛 君 次長 佐藤 邦昭 君

午後2時開会

○副委員長 （開会）

○委員長 台風の被害はそれほどなかったようですが、我々はもう少し熱くなってこの議論を進めていきたいと思えます。タブレットに関しては、ある程度の方向をきちんと出していきたいと思えます。さっそく協議に入ります。(1)について、前回当局にも入ってもらい協議したのですが、当局としては検討段階。5年後を目途にという思いもあるし、タブレットというよりパソコンの持ち込みをしたいとも言っている。ここで、一定の結論を見出します。

○次長 （第2回以降に取り組んできた経過の確認）

○委員長 前回当局と話をして、検討中ではあるが、それは目指す方向でもあるという事は一致している。ただし、ペーパーレスと一緒にではないという事を確認された。タブレットは万能ではないことを踏まえて考える必要がある。当局はタブレットよりもパソコンを持ち込みたい。議員の方はタブレットが良いのか、パソコンでも良いのか。バラバラでもいいのか、統一するのか。また、大型画面が議場にあれば、それで（情報を）共有できるので、バラバ

ラでも良いのかなと思う。この辺の議論を深めていただきたい。

○次長 議場システムを検討する過程では、議場に大型ディスプレイが想定されていた。正式な図面で示されていない。

○委員長 大型画面は当局としても、議会としても公開されている議会ということで、インターネット中継という部分も仕組みとして加え、議場にも必要になるだろう。公開している議会を考えれば、当局も対応してくれると思う。タブレットやパソコンによる画面が、大型画面に映し出されるということがあっていいと思う。

○佐々木委員 整理させてください。当局の計画では大型画面はあるのか。(未確定)

○由紀夫委員 当初の計画はディスプレイではなく、スクリーンではなかったのか。

○次長 当初受けている提案は、大型の液晶画面であった。

○副委員長 大型画面の使い道は。

○委員長 質疑に関連した資料の映写、評決数字の表示、中継画面の表示、手元の端末で資料に行き着かないときも、画面を見れば確認できる。

○由紀夫委員 さらに具体的には、一般質問をしながら画像が必要な場合、写しながら質問する。

○委員長 当局には資料を配布しておけばいいが、市民や傍聴者にも見せられる。

○佐々木委員 タブレットを導入するとして、議員はどのような使い方を希望しているのか。それによって考え方が変わってくる。ある議員は市民との懇談会で資料の検索をしたいという。議場だけでなく使うのか。それによって、必要性、パソコンだけでも済むかもしれない。

○由紀夫委員 タブレットかパソコンかも必要だけれども、当委員会としては、市のICT研究会の報告で5年後を目途とするという内容を受けて、議会として整理したうえで、タブレットにするかパソコンかとなれば、前回の担当課長の説明ではパソコンの方が早く実現できるのかなと思う。現実的には、5年後をめどに向かっていけば間に合うかもしれないけれども、18人の議員のうちで、操作、機能の確実な運用ができるかは、かなり難しい。勉強会、研修会が必要になれば、相当の日数を要することも整理しなければ、これを運用して操作する人の立場で考えないと、議会内に正の部分と負の部分が生まれる恐れがあり、注意して議論していく必要があると思います。

○佐々木委員 まず、議員としてどういう使い方をするかを考えていかないと。

○委員長 議員の中には必要性を感じないという人もいるだろうが、我々は研修もしてきて、八戸市議会は導入を決定して1年で運用がされている。その間に勉強会をして使用可能にしている。そんなに難しくないと思う。何をどう使うかと言えば、今より資料等で面倒がなく、条例を確認するにも容易にできる。細かい資料まで当局に確認するよりも、自ら確認して質疑をすることでスピード化になる。また、議場以外でも使うことによって、議事録や議会だよりから、きちんとした市民との対話に使える。それがICTの良さであり、他でも利用しているという事は、デメリットがあったとしても、それを超えるメリットがあるから。八戸でも、色々な場所で使われ、当局の用意する資料の配布が必要なくなる、検索で確認でき、データを送ってもらえば済む。

○副委員長 機器についての研修会をしようという話は。(その後進んでいない) どのタイミングでやるかによるだろうが、今はそれぞれの知識の度合いも違う。ある程度議員全員が参加して、同じ認識に立つ必要がある。でないと、なかなか議論がかみ合わない。

- 美也委員 少なくともこの委員会の中で、講師の話を聞いて共通理解をしては。
- 由紀夫委員 パソコンは日常的に触れて、理解はしているが、パソコンに触れていない人もいるわけだから。
- 委員長 当然、操作の研修会は、導入が決まればしなければならなくなるし、そういう機器のソフト会社を呼んで説明させてもいい。
- 次長 統一した機種を全員が持つという方向か。
- 委員長 同じでなくてもいいが、同じであれば教え合えるというメリットがある。
- 副委員長 それらにも対応して、第三者的立場から説明してくれる講師があるといい。誰かが良いものだと思っているから良いと思う程度で、蓋を開けてみて違ったではいけない。
- 委員長 難しいことではなくて、議員への連絡、通知の機能も持てる。
- 由紀夫委員 議員と事務局の間のやり取りについては、遠野テレビで貸し出しのパソコンで統一して、導入するところから始めてはどうだろうか。
- 次長 将来議場で使うことを前提とするのであれば、セキュリティー対策の必要性があり、それを前提とした機種選定をする必要がある。一方、まず慣れるためにどんなものでもいいという選択もある。
- 小林委員 整理したいのですが、まずIT機器を議会で使うか使わないか。現時点で、ペーパーレスのための機器の使用は必要としていない。実現は5年後だろう。現状で決めなければならないのは、議場ではインターネットに接続できないので、使い方をどうするのかを決めていく段階だと思う。何のために使うのか、使わないのかだと思う。ゆくゆくはペーパーレスのための機器は検討することだと思う。
- 佐々木委員 八戸なりの導入状況はどうなっているのか。
- 委員長 平成27年に、八戸では議会改革を推進する議員が中心に動いて、導入を決定した以降は、機器の決定と勉強会をして、1年で使いこなしている。
- 由紀夫委員 八戸では導入に至るまでの経過があったのではないか。
- 委員長 平成23年から議会改革として、基本条例、一問一答など、当市と同様に取り組み、27年度にタブレット導入の議論に至っている。システム開発の業者なりが来て研修を実施して全員に持たせるのが手っ取り早いとは思いますが、そうではなくて、皆さんがゆっくり進めようというのでもいい。
- 局長 八戸市議会の事務局長の話では、まず、タブレット導入やペーパーレス議場に当局の理解があった。議会としての取り組みやすさがあった。
- 委員長 当局の理解を得るのも、議会の意思統一もなされなければならない。全協に報告して、こういう考え方があることを示して、将来こういう事を見込んで、導入に向けた勉強会を提案していく。
- 副委員長 分かりやすく言えば、講師の話を聞いてから考えようということ。
- 小林委員 現時点の状況として、タブレット端末の議場への持ち込みは可能になっている。
- 副委員長 ペーパーレスに至るかどうかも含めて、講師の話を聞いてみてから考えよう。
- 美也委員 講師の話が良いのか、現実に不安だという議員がいる中で、現物のタブレットなりを触りながらの講習とどちらが良いのか。
- 副委員長 講習は別な場面で、必要に応じて考えなければならない。1回ばかりでなく。
- 委員長 業者にお願いして講習をしてもらうことが良いだろう。

- 局長** 当局に説明するにあたって、目標、目的を定めなければならない。導入して良くなるのは一般的にわかるのだけれども。
- 委員長** 議会がまとまれば、当局だって当然、彼らも議場にパソコンを持ち込んで、必要なデータを管理したいと言っているのだから、理解は得られると思う。
- 局長** 八戸でも、予算書、決算書は印刷物を配布しているという。ある程度目標、目的を定めないと、当局に説明する時の理由が今は無い段階。今後それを話し合う必要がある。
- 委員長** 一応整理すると、導入を前提とした勉強会をしましょう、良ければ講師を招へいして行うことを、9月15日の全員協議会に諮って、議員の意見を募る。
(一時休憩)
- 委員長** 修正案を提出して審議する進め方の資料が示されましたが。
- 副委員長** この位の資料があれば、このまま全協に示して、修正案を出す場合は、一つのパターンとしてこういうものがありますよと説明すればいい。
- 佐々木委員** 分からない点が二つ。深く議論に入り込んでいくと、收拾がつかなくなる場合があって、その場合に委員会に付託する方法はあるか。
- 次長** 動議を受けて協議し、日程を変更し、採決の前に委員会の日程を差し込む。
- 副委員長** その場合は、議運が開かれると思う。臨時会で議案の委員会付託を省略するのも議運の判断。もっと言えば、議論が予想される案件は、当局側から委員会への付託を働き掛けると思う。最終的には議運がどちらかを判断する。議運の委員長の日程説明の際に質疑があるので、そこで発言することができる。また、本会議の質疑の中で議事進行を出して議長の判断を仰ぐことになる。
- 委員長** 議長がここで終わりそうにないと判断すれば、暫時休憩し、議長判断で日程変更を諮ることはできる。
- 副委員長** 本来は、事前に議案の内容を把握しておいて、議長が判断するのだから、日程を変えて委員会に付託することはないが、議事進行があればそれを判断する。
- 佐々木委員** もう一つ、分厚い予算書の中の一部についての修正を提案することもできるという事を確認したい。(できる) これまでは部分についての反対は出来ないとと言われてきた。
- 委員長** この例は臨時会で、たった1件の予算の補正だけで、本会議だけになっている。
- 美也委員** 最後の起立を求めたときに、起立多数であった場合はどうなりますか。
- 次長** 修正案可決で、原案の採決はとりません。
- 委員長** ここに二通りの記載があれば良い。
- 副委員長** 議会改革推進特別委員会としては、修正案出す場合はこういう例がありますよと具体的に示した。そこまでで委員会の仕事は終わりで、実際にやるかどうかは各議員の考え方によるだろうから。
- 委員長** これをするやり方としては、議長判断なり、委員長判断で、もう一度全協に戻るとか、やり方はある。これも資料として全協に提供してください。
- 美也委員** この例はあくまで委員会付託を省略した例で、委員会付託された議案についても修正案の提出は可能ですよね。(可能です)
- 副委員長** 予算の修正にも、議員には限界があるのでは。事務局は、増額の修正を、どこまで出来るかの研究をしておくように。
- 委員長** ではこれらを全協に提供しますが、委員会に付託した議案である場合に想定される

のは、どのように議員間討議を尽くすかということ。少数の議員だけで協議して修正案を出すといった事はあまり良くない。

○副委員長 現在議論しているテーマに整理がついたなら、その後には議員間討議についての議論も必要だと思う。

○委員長 いずれ議員間討議のあり方を、取り組んでいかなければならない。修正案や付帯決議を行う場合は、必ず議員間討議を行うなどのルールが必要。次に（3）。

○次長 （小林委員から提供されて、事務局で整理した遠野市ジンギスカン条例を説明）

○副委員長 語調は必ずしもである調でなくても、ユニークな条例なら、ですます調でも良いのでは。（そのように修正）

○美也委員 他では方言の条例もある。

○小林委員 ジンギスカン条例は鍋条例を参考としました。

○次長 ジンギスカン条例の第2条の冒頭には、「市民は」を加えている。

○小林委員 元になる鍋条例の趣旨は、家族とか地域の人とコミュニケーションをとりましようというもの。そこで鍋の日を作った。元の条例には、施行規則があり、そこから引用した部分もある。

○副委員長 施行規則までを発案者で作成するべきか。

○局長 担当する部署の内部決裁で告示するものだが、通常条例と規則はセットで用意されるものなので、同時進行で案を作成するべき。

○小林委員 加えたものは第6条（財政支援）で、他の例から引用した。第5条の嗜好の尊重も加えた。

○由紀夫委員 この条例の前文で、私たちにとっては当たり前のジンギスカン鍋という趣旨を加えてはどうか。また、今失われつつある地域コミュニティの大切さや推進を図るためという所に、更に推進、とするのはどうか。

○委員長 前文に加えるとしたら、ソールフードという用語が良いか悪いか、どうだろう。

○美也委員 主語が、住民、市民と混在しているので、統一した方が良いのでは。私達というのが良いと思うが。

○委員長 市民を住民にした方が良いのでは。そうすれば旅行者も取り込める。

○美也委員 市民だけじゃなく、勤務地として遠野に来ている人も加えたい。

○副委員長 前文の住民に、市民および市内に滞在する人、と言った注釈をつけては。

○小林委員 用語の定義を加えてはどうだろう。（検討する）

○局長 ジンギスカン以外の精肉にも配慮は必要では。

○委員長 遠野の精肉店で、ジンギスカンの奨励に反対するところはないだろう。また、説明を加えようとするとう面倒になる。

○佐々木委員 この条例は議員提案することが決定したのか。

○委員長 委員会として、こういうものが出来ますよと提案して、皆さんが賛同したらこれをやりましようという事ができる。今回の提案ではなく12月定例会に提案しよう。吟味することもいいでしょうが、次の食品ロスの条例も合わせて9月定例会の全協に説明し、12月定例会に提案しませんか、という所までが委員会の役割。

○副委員長 先ほどの修正案の資料も同様に、発議案の例としての提供までにとどまるべき。委員会が提案者となるべきではない。

- 委員長 後は18名の中から2名が賛同すれば提出できる。
- 次長 (地産地消及び食品ロス削減の推進条例を紹介)
- 小林委員 第2条第4号の「の削減」は削除になります。
- 委員長 これを受けて提案しようとする場合は、内容の吟味はしていただく。
- 次長 この条例の分野としては教民か、産建か。
- 委員長 条例案が提出されて委員会に付託する場合のことがあるから。その他について。
- 副委員長 何回か同じ内容について協議してきたけれど、だいたいの方向付けが見えたので、次回からは、最初に戻って新たなテーマを見出すのか。タブレットだけは全協に諮って、良ければ学習会になるが、あとの二つはここで議論は終結する。
- 委員長 次回は、議員間討議のあり方が一つのテーマとしていいのではないか。
- 次長 定例会の日程の中に議案調査の日程が無い事で、他の日程の例を参考に検討することはいかがでしょう。
- 委員長 それは通年議会の議論とも関連してくるな。
- 由紀夫委員 今言っていることに共通するのだけれど、特別委員会の委員長として感じることは、決算委員会で瀧本議員が抜け、議長も抜ける。委員長も抜けて15人で議論する。定数削減によってそうなっているが、議長の委員会での発言は許せないのか。議長除く17名で構成するとうたっているが、それが無ければ議長も発言できるのではないか。
- 副委員長 委員会の後に本会議で採決を進める議長は、委員会の中で意見を発するのはどうなのだろう。根拠について確認をしてほしい。
- 委員長 監査委員は市の事業の細部を見ているから、委員会での発言はふさわしくない。
- 由紀夫委員 予算、決算の審査においては、採決に直接影響するような発言は少ないから議長の発言もいいと思うが、調べてください。
- 委員長 次回日程は、定例会終了後で、9月26日の午後2時に市民センターの会議室という事で、改めて案内をお願いします。
- 副委員長 (閉会)

閉会 4時5分